

令和5年度第2回大府市高齢者・障がい者虐待防止等連絡協議会議事録
(要点記録)

開催日時：令和6年2月16日（金） 午後2時00分～2時50分

開催場所：ふれ愛サポートセンター 多目的ルーム1～3

出席者 ※敬称略

| | |
|------------------|--------|
| 大府市医師団代表 | 奥村 雅徳 |
| 長寿医療研究センター | 近藤 秀憲 |
| 認知症介護研究・研修大府センター | 山口 友佑 |
| 自治区代表 | 加古 茂雄 |
| 民生児童委員協議会高齢者部会 | 安藤 義明 |
| 民生児童委員協議会障がい者部会 | 小川 緑 |
| 東海警察署生活安全課 | 中山 知乃 |
| 知多保健所 | 池田 久絵 |
| 愛厚ホーム大府苑 | 國枝 麻衣子 |
| 介護支援専門員連絡協議会 | 小木曾 洋子 |
| 社会福祉法人 憩の郷 | 朝熊 清花 |
| 発達支援センターみのり | 水上 和江 |
| 人権擁護委員 | 近藤 恵子 |
| ミューいしがせ相談室 | 田端 美知子 |

欠席者 ※敬称略

| | |
|--------------|--------|
| 矢野法律事務所（弁護士） | 矢野 和雄 |
| 大東小学校 | 上野 忍 |
| 発達支援センターおひさま | 東 千恵子 |
| 認知症の人と家族の会 | 尾之内 直美 |

事務局

| | |
|------------------|--------|
| 福祉部 | 猪飼 健祐 |
| 福祉総合相談室 | 小清水 崇 |
| 高齢障がい支援課 | 小島 紳也 |
| 高齢障がい支援課 障がい福祉係 | 夏目 誠二 |
| 子ども未来課 子ども支援係 | 鈴木 文菜 |
| 健康増進課 母子保健係 | 東村 亜美 |
| 高齢者相談支援センター | 藤崎 あかり |
| 障がい者相談支援センター | 竹内 美喜 |
| 高齢者・障がい者虐待防止センター | 大河内 憲 |
| // | 兼任 大輔 |

傍聴人 0名

議事内容

1 あいさつ

—会長挨拶—

2 議題

(1) 令和4年度の高齢者・障がい者虐待防止センターの活動実績について

ア 高齢者虐待の対応状況について

—資料No.1に基づき事務局より説明—

—質問①【委員】虐待通報数や対応件数は、他市町と比較するとどのような状況か。

【事務局】毎年度他市町と比較するということは行ってはいないが、前年度に人口で割り返して虐待対応件数が県内で1番多い市町と2番目に多い市町は、愛知県の高齢者虐待研修の受託者を決めるプロポーザルに委員として呼ばれるが、2年に1度ぐらい呼ばれているため、対応件数が多い自治体と考えられる。

—質問②【委員】資料に記載がされている「判断できず」とは、どのような状況か。また、「養護関係がない」場合のその後の対応は、どうしているのか。

【事務局】「判断できず」とは、調査を行い、コアメンバー会議を開催したが虐待の有無について判断が出来なかった状況である。継続して調査を行い、虐待の有無を再度判定する。「養護関係がない」と言う状況は、虐待判定は「無」と判断されている案件となる。養護関係が認められない状況であり、その上で通報された虐待内容が、調査により事実ではなかったことが判明した。ただし、虐待無しと判断したとしても、何もしないわけではなく市の制度や支援機関へ繋ぐなどの支援を行っている。—

—質問③【委員】令和5年度については、養護者による虐待が認定されているが、継続して同居する等の状況と思われるが、分離せずに終結されることはあり得るのか。

【事務局】個別のケース状況に因ってくるが、早々に分離するケースと言うのは、虐待ケース全体のうち、一握りの少数ケースである。また、分離することが虐待防止の目的ではなく、被虐待者と虐待者の状況を良化できる支援策を見出して、虐待行為を遠ざけていくことである。本市においては、施設入所後に約半年間虐待行為が発生していない、在宅状況では約1年間虐待行為が発生していないことが確認されたのちに終結会議を開催し、終結の判定を行っている。在宅のまま終結した事例は再発の懸念を含んでいる場合もあるため、再発時の連絡体制や支援方法を話し合っ、対応方法を確認している。—

イ 障がい者虐待の対応状況について

—質問①【委員】令和5年4月から12月までの虐待認定件数は、1件で良いか、別紙に記載されている方達は、認定されている状況ではないのか。

【事務局】そのとおりである。調査中の方を含めて別紙に記載している。—

—質問②【委員】別紙の通報受理ケースについて、養護者虐待の方は詳細が記載されているが、施設通報受理の方の詳細情報を記載されていないのは、なぜか。

【事務局】障がい者虐待対応件数も多くなかったため、施設や本人が特定されないように記載を控えていた。ただし、今回から、障がい者虐待対応状況の報告書式を変更しており、施設についても養護者同様に概要を記載するかどうかを検討する。—

—質問③【委員】施設虐待で終結となる場合は、どのような状態があるのか。

【事務局】改善計画に基づき改善に努めていただき、定期的なモニタリングを経て施設で虐待が発生しなくなったときに終結の検討をする。また、望ましくはないが、虐待者（職員）が休職や退職をすることによって虐待が収まる場合もあるが、個人ではなく組織として虐待が終息したかどうかで判断する。—

ウ 研修等啓発活動について

—資料No.3に基づき事務局より説明—

—質疑なし—

(2) 高齢者虐待及び障がい者虐待に関するアンケート調査結果（中間報告）

—資料No.4に基づき事務局より説明—

—質疑なし—

(3) 障がい者差別解消の取組について

—資料No.5に基づき事務局より説明—

—質疑なし—

3 その他

—令和5年度第2回大府市ヤングケアラー支援住民向け研修会の開催について

次回協議会は、令和6年7～8月開催予定。

以上